

**「独立行政法人会計基準」及び
「独立行政法人会計基準注解」**

(抄)

平成12年2月16日
(平成17年6月29日改訂)

目 次

独立行政法人会計基準の設定について	i
独立行政法人会計基準の改訂について	vi
固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び 独立行政法人会計基準の改訂について	x

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

第1章 一般原則	1
第2章 概念	4
第3章 認識及び測定	13
第4章 財務諸表の体系	23
第5章 貸借対照表	25
第6章 損益計算書	33
第7章 キャッシュ・フロー計算書	35
第8章 利益の処分及び損失の処理に関する書類	40
第9章 行政サービス実施コスト計算書	42
第10章 附属明細書及び注記	45
第11章 独立行政法人固有の会計処理	47
第12章 区分経理の会計処理	56
第13章 連結財務諸表	
第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則	59
第2節 連結貸借対照表の作成基準	63
第3節 連結損益計算書の作成基準	66
第4節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準	67
第5節 連結剰余金計算書の作成基準	67
第6節 関連公益法人等の取扱い	67
第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記	69

(別冊)

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」	71
--	----

固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定 及び独立行政法人会計基準の改訂について

平成 17 年 6 月 29 日

独立行政法人会計基準研究会
財政制度等審議会
財政制度分科会
法制・公会計部会
公企業会計小委員会

1 会計基準の設定及び改訂の経緯

企業会計では、平成 14 年 8 月 9 日に企業会計審議会より公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、「固定資産の減損に係る会計基準」が設定されるとともに、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施されるよう措置されることが適当であるとされた。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」(独立行政法人通則法第 37 条)としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」(「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)こととされていることから、独立行政法人の固定資産の減損に係る会計基準について、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会の下に設置された共同ワーキング・チーム(以下「共同ワーキング・チーム」という。)において検討を行った。

また、前回の改訂作業から 2 年が経過し、実務的観点から見直す必要が認められた箇所についても検討を行った。

共同ワーキング・チームは、平成 17 年 2 月 10 日から同年 6 月 3 日まで合計 14 回の会合を開催し検討を重ね、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」の設定案並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案として取りまとめ、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会において平成 17 年 6 月 27 日に、独立行政法人会計基準研究会において同年 6 月 29 日にそれぞれ了承を得た。

2 独立行政法人の固定資産の減損に関する基本的考え方

減損会計基準の整備の目的

共同ワーキング・チームでは、独立行政法人に対して固定資産の減損に係る会計基準を適用するにあたり、まず、その目的について議論を行った。企業会計における「固定資産の減損に係る会計基準」では、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理であるとされている。しかしながら、公共的な性格を有し、利益の獲得を本来の目的としない独立行政法人について、固定資産への投資額の回収可能性によって減損を認識する企業会計の目的をそのまま適用することは困難であると考えられる。

この点について、独立行政法人はその業務の実施に関して負託された経済資源に関する財務情報を負託主体である国民に対して開示する責任を負うものであり、また、独立行政法人により作成される財務報告は、その利用者である国民その他の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならぬことに鑑みれば、独立行政法人の固定資産について減損会計を適用する目的は以下の諸点にあるものと認識する。

第一は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を減額することである。独立行政法人の財政状態を明らかにするという独立行政法人の貸借対照表の作成目的に鑑みれば、固定資産の帳簿価額が著しく過大となった場合には、これを適正な価額まで減額する必要があると認識する。

第二は、独立行政法人が適切な業務遂行を行わなかった結果生じた減損損失を損益計算書に計上することにより、独立行政法人の業績評価に資することである。独立行政法人会計においては、業務の運営状況を明らかにするために損益計算が行われることから、独立行政法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的である減損損失については、損益計算に含める必要があると認識する。

第三は、固定資産の減損に係る会計基準の適用によって、独立行政法人の固定資産の有効利用を促進することである。固定資産に減損又はその兆候が生じたことを明らかにすることにより、独立行政法人に対し、その有効利用を促すことが期待されるものと認識する。

共同ワーキング・チームにおいては、このような目的に適合した会計基準を設定する必要があるとの認識で一致した。

減損の定義について

我が国における固定資産の減損処理については、企業会計において「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されたばかりであり、また、公共的主体が保有する投資額の回収を予定しない固定資産に係る減損処理の基準及び実務慣行は存在しないことから、共同ワーキング・チームでは、非資金生成資産に係る減損処理を規定している国際公会計基準第21号等を参考にして検討を進めた。

減損処理の目的は、帳簿価額が著しく過大となった場合にこれを修正することにある。独立行政法人の資産については、通常、市場原理に基づいたキャッシュ・フローの獲得が想定されないことから、どのような基準に基づいて帳簿価額の適否を判断すべきかが問題となる。

まず、固定資産のサービス提供能力に着目して、固定資産の減損を認識・測定することについて検討を行った。この点について、減損会計が業務に着目したものではなく、資産に着目したものであることから、固定資産のサービス提供能力とは、固定資産を使ってどのような業務が行えるかではなく、固定資産についてどの程度の使用が想定されているか、すなわち、固定資産をどの程度使用する予定であるか、と考えることが適当である。そして、固定資産について現在期待される使用の程度が固定資産の取得時に想定された使用の程度に著しく満たなくなった場合には、当該資産の帳簿価額は過大であると認められることから、減損を認識することとした。

次に、資産は売却等によって収入を得られるという経済的便益があり、この側面から減損の認識・測定について検討を行った。この点については、取得原価主義の下、固定資産の市場価格が著しく下落し、その回復が見込めない場合には、これを早期に帳簿価額に反映させることが、独立行政法人の財政状態を明らかにするという減損会計の目的や国民経済的観点からの資産の含み損の先送り防止という要請に合致するものと考えられる。また、市場価格が存在する固定資産については、その資産が一般的に提供しうる将来にわたる経済的便益を現在価値に割り引いたものが市場価格に表象されていると考えることもできる。このことから、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した場合についても、減損を認識することとした。

以上により、固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいうものと考えられる。

共同ワーキング・チームでは、以上のような基本的考え方に立ち、「固定資産の

減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」(以下「減損基準及び注解」という。)の設定を行うこととした。

3 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」の主な内容

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」では、まず、独立行政法人の固定資産の減損に関する基本的考え方を明示するため、当該基準の目的及び減損の定義を規定することとした。

次に、当該基準の適用対象となる固定資産を、その性格及び重要性の観点から限定した。

また、対象資産すべてについて減損が生じているかどうかの判断を行うことが、実務上過大な負担となるおそれがあることから、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある場合には、当該資産について減損を認識するかどうかの判定を行うこととした。

減損の認識を行うかどうかの判定は、固定資産の全部又は一部について使用が想定されているかどうか等により判断することとした。

そして、減損を認識すべきであると判定された固定資産については、その帳簿価額を回収可能サービス価額(正味売却価額と使用価値相当額のいずれが高い額)まで減額するとともに、当該減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものである場合には、減損損失として当期の臨時損失とすることとし、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、損益計算には含めないこととした。

また、利害関係者である国民等が独立行政法人の財務諸表の理解をより深められるよう、減損が認識された固定資産に関し、当該資産の概要、認識するに至った経緯、回収可能サービス価額の算定方法等の事項について、注記することとした。更に、減損の兆候が認められたにもかかわらず減損を認識するには至らなかった資産についても、独立行政法人の評価に資するとの観点や資産の有効利用を促すとの観点から、当該資産及び減損の兆候の概要、減損を認識しなかった根拠等の事項について、注記することとした。

4 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」の設定に伴い、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(以下「基準及び注解」という。)についても、所要の整備を行うこととした。

また、「基準及び注解」は前回の改訂作業から2年が経過し、実務上その解釈・適

用に疑義が生じるおそれのある規定が見受けられたことから、これを明確にするため、文言等の整理を行うこととした。

5 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び改訂後の「独立行政法人会計基準」の性格と取扱い

「減損基準及び注解」は、「基準及び注解」の基本構造の下での固定資産の減損に係る会計上の取扱いを定めたものであり、「基準及び注解」の一部を構成するものであるが、固定資産の取得から処分までのライフサイクル全般に関わる会計処理の基準であり、また、主に固定資産のサービス提供能力に着目してその会計処理を規定していること等から、減損に係る会計基準を体系的に示すことが適切と考えられるため、「基準及び注解」の別冊として設定することとした。

また、「減損基準及び注解」並びに改訂後の「基準及び注解」は、

独立行政法人がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が独立行政法人の財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならない基準であって、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであること、

独立行政法人における一般的かつ標準的な基準を示すものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限りこれらの基準の定めるところに従わなければならないが、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなるほか、「基準及び注解」並びに「減損基準及び注解」の趣旨を踏まえる限りにおいて、主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく会計処理を排除するものではないこと、
については、現行の「基準及び注解」と同様である。

なお、「減損基準及び注解」は、国からの財源措置に依存した業務運営を行っておりその保有する固定資産について自己収入による投資額の回収が予定されていない独立行政法人を念頭に設定したものである。したがって、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算型等の運営が予定されている業務については、当該業務の性格及び環境等を総合的に判断し、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であると認められる場合には、主務省令においてその旨の定めを行うこと等により、本基準の趣旨を踏まえた会計処理が望まれることを特に付言しておく。

6 今後の発展について

独立行政法人の固定資産の減損に関する検討においては、固定資産によって提供

されるサービスの需要又は必要性の減少をどのように考えるべきかについて多くの時間を費やした。この点につき、固定資産によって提供されるサービスの需要又は必要性の減少を把握するためには定量的な指標が必要となるが、現段階では独立行政法人の業務の実績の評価に用いる指標は必ずしも定量的に明確なものとはなっていない。しかしながら、独立行政法人の業務の実績の評価に用いる指標を減損の兆候を判断する指標として使用することにより、その定量化を促進させていくべきであると考え、「減損基準及び注解」においては、固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下を減損の兆候とすることとした。もっとも、中期目標や業務の実績の評価に用いる指標が抽象的・定性的である限りは、精度の高い判断を行うことは困難である。このことから、共同ワーキング・チームとしては、各独立行政法人の主務大臣及び独立行政法人評価委員会に対し、「中央省庁等改革の推進に関する方針」及び「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)等の趣旨に則り、中期目標、中期計画及び業務の実績の評価に用いる指標等を定量的かつ高水準のものとされるよう強く要望するとともに、今後、減損の兆候を判断する指標の定量化を進め、その精度を向上させることにより、資産の有効利用がなお一層図られることを強く希望するものである。

また、「減損基準及び注解」においては、独立行政法人の業績の適正な評価に資するべく、減損の兆候が認められた固定資産について、減損の兆候の概要等の定性的な情報を注記することとしたが、独立行政法人が保有する資産は国民共有の資産であり、有効利用が図られるべきものであることから、独立行政法人が保有する固定資産について減損の兆候が認められる場合には、事業報告書においても記載を行うことにより、主務大臣や独立行政法人評価委員会等での資産の有効利用を図るための検討に資することを期待する。

更に、近年、公的な主体の会計基準についてはその研究が活発に行われるようになっており、このような研究の動向等を踏まえ、独立行政法人会計に関する理論及び実務が今後より一層進展することを期待するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」について、今後とも充実改善が図られる必要があると認識する。

7 適用時期

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び当該基準の設定に伴い改訂する「独立行政法人会計基準」の規定の適用に当たっては、その設定及び改訂後速やかに適用されるべきであると考え、関係各方面の準備作業、独立行政法人側

の受入準備も必要であることから、平成18事業年度から適用することが適切である。

また、「独立行政法人会計基準」のうち、実務的観点から見直した「第73 通則法第44条第3項による承認の額」及び「第93 目的積立金を取り崩す場合の会計処理」の規定については、改訂前の基準では必ずしも明らかでなかった処理を明確にするものであることから、平成17事業年度から適用することが適切である。

「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び
「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」

平成17年6月29日設定

第1 本基準の目的及び減損の定義

- 1 固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準(以下「本基準」という。)及び固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。
- 2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第2 対象資産

本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。(注1)

「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)を適用すべき独立行政法人の業務に係る固定資産

独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産(注2)

供給途絶や価格高騰等の事態が生じた場合の安定供給を確保する目的で備蓄している固定資産

<注1> 重要性の乏しい固定資産について

本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案する必要があり、独立行政法人の業務運営における主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしてはならない。

<注2> 独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

投資有価証券(関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。)

関係会社株式

その他の関係会社有価証券

長期貸付金(役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。)

役員又は職員に対する長期貸付金
関係法人長期貸付金
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
長期前払費用（債券発行差金を除く。）
債券発行差金
繰延税金資産
未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

- 1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。
- 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。
 - 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。
 - 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。（注3）
 - 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
 - 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。（注4）
 - 独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。（注5）
- 3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができる。

<注3> 当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化について

当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。なお、当該資産が政府からの現物出資又は特殊法人等からの承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。

<注4> 市場価格が著しく下落したことについて

固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合が50%未満であるときは、著しく下落していないものとして判断することができる。

<注5> 使用しないという決定について

使用しないという決定には、固定資産を全く使用しないという決定のみならず、固定資産の取得時に想定した使用目的に従って使用しないという決定、すなわち、

用途変更の決定も含む。なお、固定資産が政府からの現物出資又は特殊法人等からの承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用目的を基準に判断する。

第4 減損の認識

- 1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。
「第3 減損の兆候」2 から までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。
「第3 減損の兆候」2 に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6)
「第3 減損の兆候」2 に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7)
- 2 上記1 において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。
当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。(注8)
当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。

<注6> 市場価格の回復可能性に関する判断基準について

市場価格の回復可能性については、経済全体の状況や固定資産の性質に照らし、相当の期間内に固定資産の市場価格が帳簿価額の相当程度まで回復する可能性があるかどうかを判断することとする。

<注7> 固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合について

固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日において減損を認識することとし、その決定が将来の財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる場合には、それまでの間、当該資産の概要等について注記しなければならない。

<注8> 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて

- 1 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することとは、例えば、保守管理が経常的に行われており、かつ、独立行政法人の年度計画等においても将来の使用稼働が確実に見込まれている場合をいう。
- 2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、すべて実態によって行わなければならない。

第5 減損額の測定

減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。(注9)

<注9> 回収可能サービス価額について

- 1 回収可能サービス価額とは、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。
- 2 正味売却価額とは、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額をいう。
- 3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいう。
- 4 使用価値相当額とは、減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分(使用しないという決定を行った部分を含む。以下同じ。)以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いることができる。
- 5 減価償却後再調達価額とは、固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額(当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。)を控除した価額をいう。

第6 減損額の会計処理

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額(以下「減損額」という。)については、次のように処理するものとする。

減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。(注10)

減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。

<注10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、独立行政法人が中期計画等の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

独立行政法人会計基準の「第80 運営費交付金の会計処理」、「第82 補助金等の会計処理」及び「第84 寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金）に振り替える。

減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

第8 行政サービス実施コスト

独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

第9 貸借対照表における表示

- 1 減損が認識された非償却資産及び償却資産である無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。
- 2 減損が認識された償却資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）

<注11> 減損損失累計額について

減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政サービス実施コスト計算書に計上された損益外減損損失相当額の累計額が含まれる。

第10 減損処理後の会計処理

- 1 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。
- 2 減損の戻入は、行ってはならない。

第11 注記

- 1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
減損の認識に至った経緯

減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

回収可能サービス価額が、

ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要

イ 使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理由及び算定方法の概要

2 「第3 減損の兆候」2 から までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
認められた減損の兆候の概要

減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

3 「第3 減損の兆候」2 に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

使用しなくなる日

使用しないという決定を行った経緯及び理由

将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

独立行政法人会計基準研究会

平成17年6月29日現在

座長	八木 良樹	日本経団連 経済法規委員会 企業会計部会長 (株)日立製作所 取締役会議長(監査委員会委員長)
代理	佐藤 行弘	三菱電機(株) 専務執行役 取締役
メンバー	会田 一雄	慶應義塾大学 総合政策学部教授
	梶川 融	日本公認会計士協会 特殊法人独立行政法人会計専門部会長
	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
	逆瀬 重郎	(株)日立製作所 財務一部主管
	鈴木 豊	青山学院大学大学院 会計・ITソリューション研究科長・教授
	松山 彰宏	三菱電機(株) 経理部次長
	宮脇 淳	北海道大学 公共政策大学院院長・教授
	和田 義博	日本公認会計士協会常務理事
オブザーバー	泉澤 俊一	公認会計士
	岡本 義朗	UFJ総合研究所主席研究員
	小森 幹夫	公認会計士
	桜内 文城	新潟大学 人文社会・教育科学系(経済学部担当)助教授
	森田 祐司	公認会計士
	吉田 稔	旭化成(株)業務監査室長

(注)メンバー・オブザーバーの順は、名前の五十音順による。

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会

平成17年6月29日現在

石野 秀世	会計検査院 事務総局次長
井堀 利宏	東京大学大学院 経済学研究科教授
岩田 一政	日本銀行副総裁
岩本 康志	東京大学大学院 経済学研究科教授
宇賀 克也	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
碓井 光明	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
貝塚 啓明	中央大学 研究開発機構教授・東京大学名誉教授
島田 晴雄	慶應義塾大学 経済学部教授
立石 信雄	オムロン(株)相談役
寺尾 美子	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
富田 俊基	中央大学 法学部教授
中里 実	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
本間 正明	大阪大学大学院 経済学研究科教授
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
保田 博	関西電力(株)顧問
山本 庸幸	内閣法制局第三部長
吉野 良彦	(財)トラスト60会長

(注) は部会長、 は部会長代理
委員の順は、名前の五十音順による。

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会
公企業会計小委員会

平成17年6月29日現在

会田 一雄	慶應義塾大学 総合政策学部教授
安藤 英義	一橋大学大学院 商学研究科教授
伊藤 眞	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
岩田 一政	日本銀行副総裁
島田 晴雄	慶應義塾大学 経済学部教授
高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
中里 実	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
中村 芳夫	(社)日本経済団体連合会専務理事
兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
宮口 定雄	日本税理士会連合会専務理事
宗岡 徹	関西大学 ソシオネットワーク戦略研究センター研究員

(注) は委員長
委員の順は、名前の五十音順による。

共同ワーキング・チーム

平成17年6月29日現在

(メンバー)

会田 一雄	慶應義塾大学 総合政策学部教授
梶川 融	日本公認会計士協会 特殊法人独立行政法人会計専門部会長
榎谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
逆瀬 重郎	(株)日立製作所 財務一部主管
高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
松山 彰宏	三菱電機(株) 経理部次長
宗岡 徹	関西大学 ソシオネットワーク戦略研究センター研究員
山本 清	(独)国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授
和田 義博	日本公認会計士協会常務理事

(オブザーバー)

泉澤 俊一	公認会計士
岡本 義朗	UFJ総合研究所主席研究員
小森 幹夫	公認会計士
桜内 文城	新潟大学 人文社会・教育科学系(経済学部担当)助教授
森田 祐司	公認会計士
吉田 稔	旭化成(株) 業務監査室長

(注) は座長、 は座長代理。

メンバー、オブザーバーの順は名前の五十音順による。

共同ワーキング・チームにおける検討経緯

平成17年

- | | | |
|------|-------|---|
| 第1回 | 2月10日 | メンバー紹介、座長互選、座長代理の指名、論点等の説明 |
| 第2回 | 2月18日 | 国際公会計基準審議会の活動及び国際公会計基準第 21 号の概要、企業会計及び国際公会計基準における減損会計を独立行政法人に適用する場合の問題点等 |
| 第3回 | 2月23日 | 独立行政法人制度における中期目標等と減損との関係、適用すべき会計基準 |
| 第4回 | 3月4日 | 減損会計導入に関し検討すべき項目等 |
| 第5回 | 3月10日 | 減損損失の会計処理、減損の定義等 |
| 第6回 | 3月14日 | 減損会計に関する考え方の整理、減損の定義等 |
| 第7回 | 3月23日 | 適用資産の範囲、資産のグルーピング・共用資産、損益内・外の区分、減損損失の戻入、財務諸表の表示 |
| 第8回 | 3月30日 | 減損会計の適用に関する事例の紹介と検証 |
| 第9回 | 4月5日 | 減損の兆候・認識・測定、減損会計導入に係る主な論点 |
| 第10回 | 4月21日 | 市場価格の下落による減損の認識、減損会計の適用対象資産の範囲、減損会計導入に伴う具体的事例の検討 |
| 第11回 | 5月12日 | 市場価格の下落による減損の認識、報告書(案)の検討 |
| 第12回 | 5月19日 | 通則法第 44 条第 3 項に係る経営努力認定、目的積立金を取崩す場合の会計処理、還付消費税・納付消費税の取扱い、運営費交付金の使途等の内訳の透明化、事業報告書の記載事項 |
| 第13回 | 5月27日 | 報告書(案)の検討、減損会計導入に伴う具体的事例の検討 |
| 第14回 | 6月3日 | 減損会計導入に伴う具体的事例の検討、運営費交付金の使途透明化 |